

令和8年度

重要事項説明書

小規模保育事業所

にじいろ保育園



特定非営利活動法人にじのかなたに
小規模保育事業所 にじいろ保育園
〒470-0165

愛知県愛知郡東郷町清水一丁目10番地4
TEL：0561-56-2216
FAX：0561-56-2255

小規模保育事業所 A 型 にじいろ保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 運営主体

名 称	特定非営利活動法人にじのかなたに
所在地	愛知県愛知郡東郷町清水一丁目 10 番地 4
連 絡 先	電話番号 0561-56-2216 FAX 0561-56-2255
代表者氏名	理事長 野々山 浩伸

2 利用施設

施設の種類	小規模保育事業所 A 型
施設の名称	にじいろ保育園
施設の所在地	愛知県愛知郡東郷町清水一丁目 10 番地 4
連 絡 先	電話番号 0561-56-2216 FAX 0561-56-2255
管 理 者	野々山 浩伸
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする満 3 歳未満の小学校就学前児童
利用定員（年齢別）	0 歳児 3 人 1、2 歳児 16 人
開設年月日	平成 31 年 4 月 1 日
事業所番号	2330252000038

3 事業所の目的・運営方針

にじいろ保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童（生後6か月から3歳に達した年度の3月31日まで）を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- （1） 当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- （2） 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 施設・設備等の概要

敷地面積		726.68㎡	
園舎	構造	鉄骨造 準耐火構造 1階建て 延床面積 207.86㎡	
	建築面積	248.54㎡	
施設設備の数 と面積	0歳児保育室	1室	30.24㎡
	1・2歳児保育室	2室	73.17㎡
	調乳室	1室	3.70㎡
	沐浴室	1室	6.79㎡
	乳幼児トイレ	小 2個	7.56㎡
		大 2個	
	調理室・検収室		21.12㎡
	事務室等		44.22㎡
	大人用トイレ	2室	3.10㎡
	その他		17.96㎡
	園庭		89.30㎡

太陽光パネル、エコキュートの設置によるオール電化施設

保育室3室は床暖房

その他、別冊「入園のしおり」参照

5 職員の設置状況（１日当たり）

職 種	員 数	備 考
管 理 者	１名	
保 育 士	６名以上	
保 育 補 助	１名	
調 理 職 員	１名	
事 務 職 員	１名	

※ 当園では、「東郷町家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例（平成２６年９月東郷町条例第１５号。以下「条例」という。）」に定める基準に基づき、保育の提供に必要な職種について、配置しています。

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 保育を提供する日

開 園 日	国民の祝祭日を除く月曜日から土曜日
休 園 日	日曜日・国民の祝祭日・１２月２９日から１月３日 その他の事情により園が必要と認めた日

7 保育を提供する時間

(1) 開園時間

月曜日から金曜日	7時30分から18時00分まで
土曜日	8時00分から12時00分まで

(2) 保育短時間認定に関する保育時間

月曜日から金曜日の保育時間	8時00分から16時00分まで
土曜日の保育時間	8時00分から12時00分まで

(3) 保育標準時間認定に関する保育時間

月曜日から金曜日の保育時間	7時30分から18時00分まで
土曜日の保育時間	8時00分から12時00分まで

8 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年厚労告117 平成30年4月1日より適用）を踏まえ、以下の保育

その他の便宜の提供を行います。

（１） 特定地域型保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

（２） 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前水分補給	昼 食	午後間食	備考
0歳児	9時15分頃	11時頃	15時00分頃	
1歳児	9時15分頃	11時15分頃	15時00分頃	
2歳児	9時15分頃	11時15分頃	15時00分頃	

※ タイヘイクッキングデポの管理栄養士が作成したメニューに基づき、タイヘイクッキングデポより食材を調達し、自園にて調理し給食の提供を行います。

（３） 東郷町給食センターとの連携

町管理栄養士と情報交換し、自園調理し給食を提供します。

（４） アレルギー対応状況

除去食で対応。その他の事情により給食に配慮が必要な場合は、あらかじめご相談ください。入園前に保護者様と保育士で面談を行います。その際は、医師による診断書の提出が必要です。

9 連携施設

連 携 内 容	連携施設
保育の内容に関する支援（集団保育を体験させるための機会の提供、相談や助言による支援等）	町内保育園
代替保育の提供	しらとり保育園
卒園後の受入	町内全保育園

10 利用料金

（１） 特定地域型保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定証の発行を行った市町村が定める利用者負担額（月額）を当園にお支払いいただきます。

ただし、転居等やむを得ない理由により月の途中で退所する場合については、各市町村で定めた額を支払うものとする。

（２） 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

（１）に掲げる利用者負担額のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

（３） 支払方法

諸費用袋を毎月初めにお渡しします。１５日迄にお支払いください。

1 1 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 園児が満3歳に達したとき（ただし、満3歳に達した年度の3月31日までは保育を提供いたします）。
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

1 2 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
建物の構造	鉄骨造 準耐火構造
防災設備	・ 自動消防用通報装置 有 ・ 消火器 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回実施します。

1 3 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

14 嘱託医

当園は、以下の医療機関を嘱託医としています。

(1) 内科・小児科・循環器科

医療機関の名称	白鳥藤田クリニック
医 院 長 名	藤田 勝成
所 在 地	東郷町和合北蚊谷166
電 話 番 号	0561-38-9888

(2) 歯科

医療機関の名称	飯田歯科
医 院 長 名	飯田 麻佐生
所 在 地	名東区梅森坂2-109梅森坂マンション1F
電 話 番 号	052-704-4560

(3) 救急病院（緊急時の搬送先病院）

医療機関の名称	医療法人大医会 日進おりど病院
代 表 者 名	中川 研二
所 在 地	日進市折戸町西田面110
電 話 番 号	0561-73-7771

1 5 伝染病等で登園停止になった場合

医療機関にて医師の診断を受けていただき、再登園の許可を確認してください。再登園時には登園届を持参してください。

ただし、お子様の状態が思わしくないと園で判断した場合は、状態が良くなるまで、ご家庭で過ごしていただくようお願いいたします。

また、発熱による体調不良の場合は、解熱後 2 4 時間はご家庭で過ごしていただくようお願いいたします。

1 6 虐待の防止

当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。

1 7 利用者に対しての保険の種類・保険事故（保険者の保険金支払義務を具体化させる事故）・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

（1） 傷害保険

詳しくは、入園時に別途配布する「独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度への加入について」をご覧ください。

(2) 賠償責任保険

保険の種類	施設賠償責任保険
保険の内容	施設所有（管理）者賠償責任保険、生産物賠償責任保険
保険金額	1事故10億円・身体障害補償1人1億円上限

17 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

受付時間 9：00～17：00

電話番号 0561-56-2216

当園相談窓口	・苦情受付担当者 保育士 近藤 奈津子 ・苦情解決責任者 施設長 野々山 浩伸
第三者委員	・加藤 美鈴 東郷町民生委員 TEL 052-801-3387

18 その他、当園における留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動，政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
その他	別冊「入園のしおり」参照

別 表

1 特定地域型保育の提供に要する利用者負担金（上乗せ徴収分，実費分）

項 目	内容，負担を求める理由及び目的	金 額
入園に係る費用及び諸雑費	入園及び日々の保育に必要となる備品	下記の実費に係る利用者負担金参照
行事に係る費用	物品代、施設利用料、その他必要な経費	実際に要した経費（実費）
保育時間超過料金	短時間及び標準保育時間を超過した場合	下記の保育時間超過料金参照

2 実費に係る利用者負担金

項 目	徴 収 額（税込）	発生頻度
独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度	240円／年	入園時及び新年度毎
帽子	1,100円／点	入園時
おしらせ袋	330円／袋	入園時
保育料袋	70円／袋	入園時及び新年度毎
写真	業者による値段	希望者のみ
雑費	200円／月	毎月

3 保育時間超過料金

項 目	徴 収 額（税込）	発生頻度
短時間保育 7：30-8：00 16：00-18：00	月ごと 初回 1,000円 2回目以降30分毎 250円	その都度
標準保育 7：00-7：30 18：00-19：00	基本延長はありますが、超過した場合は下記の料金を請求します 月ごと 初回 1,000円 2回目以降30分毎 500円	その都度

上記の表以外に超過した場合は、別途精算させていただきます。

当園における保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

法 人 名： 特定非営利活動法人にじのかなたに

事 業 所 名： 小規模保育事業所 にじいろ保育園

管理者氏名： 施設長 野々山 浩伸 印

説明者氏名： 施設長 野々山 浩伸 印

私は、本書面に基づいて小規模保育事業所にじいろ保育園の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意いたします。

年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名： 印

児童から見た続柄：

個人情報使用同意書

入園に当たり、お子様並びにその家族に係る個人情報について、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することに同意願います。

- 連携施設その他教育・保育施設（認定こども園、幼稚園又は保育園・保育所）への円滑な移行が図れるよう、卒園に当たり入園する予定の施設との間で情報を共有すること。
- 他の保育園（所）等へ転園する場合、その他きょうだいがある施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。
- 写真や動画撮影などの記録を、ルクミーアプリとホームページに投稿（在園児のご家族と園職員のみ閲覧可能）すること。
- 緊急連絡方法として在園児のLineグループへの参加して頂くこと。
- 登園予定時間及び降園予定時間において、30分経っても登園していない又はお迎えに来ない場合は指定された緊急連絡先（父母祖父母など家族や勤務先）に連絡を入れること。

私は、小規模保育事業所にじいろ保育園の利用にあたり、以上の事柄について、同意いたします。

年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名：

印

児童から見た続柄：